

～土地区画整理法第 76 条許可申請～

電子で申請できます！

土地区画整理法第 76 条の許可申請について、電子申請を開始します。

申請から許可書発行まですべて電子で行います。

- ・全地区（牟呂坂津地区、牛川西部地区、柳生川南部地区）申請可能です。
- ・電子申請の場合、提出書類は各 1 部ずつです。
- ・申請データはすべて PDF でお願いします。
- ・申請データ（各書類添付ファイル）の容量は、各項目最大 10 MB までです。
- ・押印した書類・紙で受領した資料などは、スキャンし PDF データにして添付してください。
- ・不明な点は区画整理課までお問合せください。

◆紙による窓口申請について（牟呂坂津地区、牛川西部地区、柳生川南部地区）
紙による窓口申請（従来通りの申請方法）も継続して実施します。

＜変更点＞申請受付場所は全地区 豊橋市役所 区画整理課です。

提出部数などの運用方法は変更ありません。

（牟呂坂津地区…正・副各 1 部、牛川西部・柳生川南部地区…正 2 部・副 1 部）

＜電子申請アクセス方法＞

豊橋市 HP 区画整理課「ダウンロード／土地区画整理法第 76 条許可申請書」



このページの

電子申請

欄にあるリンクをクリックしてください